

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月24日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	つみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

つみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、１円以上１円単位とします。

（７）【申込期間】

2025年 9月25日から2026年 9月24日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(９) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(１０) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(１１) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(１２) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、５,０００億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド			
大型株	年４回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ		(Ｓ＆Ｐ５００	ショート型／
公債	(毎月)	中南米			指数（配当込	絶対収益
社債	日々	アフリカ			み、円換算ベ	追求型
その他債券	その他	中近東			ス）)	その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証						
券（株式一						
般）)						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

米国の株式市場(S&P500指数(配当込み、円換算ベース))の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1

S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- S&P500指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

＜運用プロセスのイメージ＞

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

↓
ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

↓
モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

↓
売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
※実際の運用はS&P500インデックスマザーファンドを通じて行います。

特色3

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4

年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主にS&P500インデックスマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

S&P500指数®とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄の時価総額で加重平均し指数化したものです。

S&P500指数(配当込み、円換算ベース)は、S&P500指数(配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。

S&P500指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月6日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2025年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、米国の株式に直接投資することがあります。

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするＳ＆Ｐ５００インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

１０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

１１．コマーシャル・ペーパー

１２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

１４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・ 外国為替予約取引

< S & P 5 0 0 インデックスマザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、S & P 5 0 0 指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総

額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

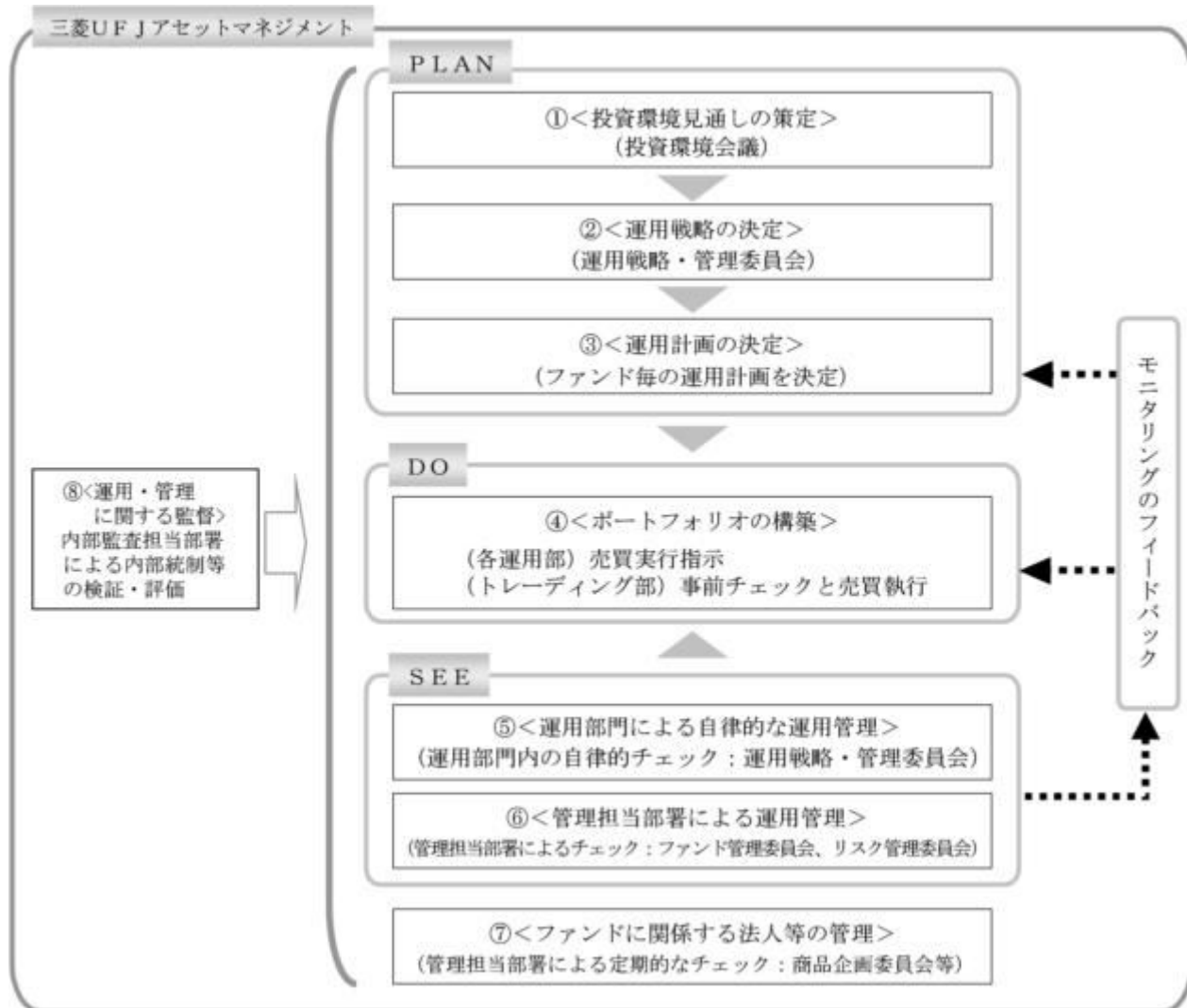
スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っている

かどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

新株引受権証券および新株予約権証券

a．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a．およびb．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、S & P 500 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、以下の通りです。

- ・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.22%（税抜0.20%）の率を乗じて得た額となります。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	委託会社	販売会社	受託会社
配分（税抜）	0.09%	0.09%	0.02%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%（税抜 45.0%）以内の額が上記の信託報酬に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は13.5：31.5の割合となります。

- ・信託報酬は日々ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- （＊）確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本が

ら当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年6月26日～2025年6月25日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.23%	0.22%	0.01%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【つみたて米国株式（S & P 5 0 0）】

（１）【投資状況】

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	165,887,129,041	100.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	8,274,597	0.00
純資産総額		165,895,403,638	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 3 0 銘柄

2025年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	28,413,601,398	5.7713	163,983,543,721	5.8383	165,887,129,041	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（2020年 6月25日）	7,653,794	7,653,794	9,750	9,750
第2計算期間末日（2021年 6月25日）	478,352,714	478,352,714	14,304	14,304
第3計算期間末日（2022年 6月27日）	3,281,524,679	3,281,524,679	16,075	16,075
第4計算期間末日（2023年 6月26日）	12,710,752,435	12,710,752,435	19,292	19,292
第5計算期間末日（2024年 6月25日）	65,129,997,798	65,129,997,798	27,178	27,178
第6計算期間末日（2025年 6月25日）	162,612,491,887	162,612,491,887	27,889	27,889
2024年 6月末日	67,762,844,231	—	27,611	—
7月末日	71,139,218,664	—	25,924	—
8月末日	76,263,565,625	—	25,355	—
9月末日	83,978,708,327	—	25,667	—
10月末日	99,104,106,883	—	28,009	—
11月末日	108,442,096,113	—	28,382	—
12月末日	121,795,711,442	—	29,669	—
2025年 1月末日	129,956,559,286	—	29,469	—
2月末日	129,453,449,036	—	27,596	—
3月末日	131,720,278,496	—	26,273	—
4月末日	131,924,207,693	—	24,975	—
5月末日	151,137,684,400	—	26,821	—
6月末日	165,895,403,638	—	28,212	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.50
第2計算期間	46.70
第3計算期間	12.38
第4計算期間	20.01
第5計算期間	40.87
第6計算期間	2.61

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	8,812,182	961,745	7,850,437
第2計算期間	368,209,059	41,640,824	334,418,672
第3計算期間	1,917,179,983	210,203,495	2,041,395,160
第4計算期間	5,115,514,816	568,252,136	6,588,657,840
第5計算期間	18,991,860,666	1,615,935,129	23,964,583,377
第6計算期間	39,189,273,645	4,846,830,876	58,307,026,146

（参考）

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド

投資状況

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	7,708,036,081,782	97.31
投資証券	アメリカ	149,134,325,535	1.88
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	64,349,434,964	0.81
純資産総額		7,921,519,842,281	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	64,710,556,852	0.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 3 0 銘柄

2025年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (％)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	25,331,690	18,714.56	474,071,651,040	22,843.77	578,671,490,059	7.31
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	7,720,285	58,663.00	452,895,145,073	71,817.07	554,448,259,073	7.00
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	15,514,048	35,305.74	547,735,077,758	29,118.39	451,744,174,610	5.70
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	9,814,342	30,576.59	300,089,118,076	32,336.07	317,357,279,359	4.01
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2,255,201	95,929.06	216,339,334,001	106,236.96	239,585,699,106	3.02
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	4,883,979	30,073.19	146,876,837,191	39,004.57	190,497,517,878	2.40
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	6,045,314	25,593.34	154,719,784,373	25,852.92	156,289,075,438	1.97
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	2,910,717	47,240.48	137,503,687,121	46,864.86	136,410,345,578	1.72
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,904,725	72,340.69	137,789,127,700	70,331.32	133,961,825,011	1.69
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	4,876,491	25,824.70	125,933,918,558	25,815.27	125,887,974,243	1.59
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2,886,683	37,653.09	108,692,560,399	41,576.39	120,017,884,483	1.52
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	817,074	126,656.23	103,487,518,920	112,292.91	91,751,620,822	1.16
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,777,224	50,608.24	89,942,193,258	50,482.21	89,718,202,472	1.13
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	442,046	143,967.18	63,640,116,823	191,601.00	84,696,458,829	1.07
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	4,476,856	16,082.35	71,998,380,099	15,839.31	70,910,344,929	0.90
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	842,539	80,786.55	68,065,824,292	79,691.83	67,143,482,508	0.85
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	460,860	149,245.60	68,781,329,611	142,658.12	65,745,422,750	0.83

アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	4,487,741	13,555.31	60,832,732,359	14,085.66	63,212,832,937	0.80
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,435,308	24,617.99	59,952,402,916	23,149.32	56,375,740,264	0.71
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,499,221	23,616.04	59,021,703,676	22,070.49	55,159,037,337	0.70
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,032,407	55,125.41	56,911,866,118	53,397.23	55,127,683,737	0.70
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	1,689,422	24,418.57	41,253,270,678	30,444.85	51,434,206,810	0.65
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,834,787	29,443.57	54,022,685,590	26,400.31	48,438,947,602	0.61
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	6,806,413	6,393.90	43,519,574,472	6,823.44	46,443,199,727	0.59
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	1,616,776	22,751.44	36,783,988,194	26,214.95	42,383,708,953	0.54
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	942,936	66,720.10	62,912,792,027	44,762.21	42,207,907,829	0.53
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	2,209,481	13,623.50	30,100,878,419	18,932.45	41,830,909,328	0.53
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,132,307	9,134.26	37,745,597,433	9,941.20	41,080,117,208	0.52
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	4,023,561	10,220.51	41,122,869,992	10,184.48	40,977,905,905	0.52
アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	1,107,671	28,910.24	32,023,035,273	36,855.59	40,823,871,665	0.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	2.98
	素材	1.87
	資本財	5.98
	商業・専門サービス	1.18
	運輸	1.37
	自動車・自動車部品	1.92
	耐久消費財・アパレル	0.58
	消費者サービス	2.08
	メディア・娯楽	8.80
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.85
	生活必需品流通・小売り	1.97
	食品・飲料・タバコ	2.38

	家庭用品・パーソナル用品	1.11
	ヘルスケア機器・サービス	4.05
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.19
	銀行	3.54
	金融サービス	8.30
	保険	2.03
	ソフトウェア・サービス	12.44
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.60
	電気通信サービス	0.94
	公益事業	2.38
	半導体・半導体製造装置	12.63
	不動産管理・開発	0.14
	小計	97.31
投資証券	—	1.88
合計		99.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年 6月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2509	買建	1,436	アメリカドル	437,737,005.6	63,388,695,780	446,865,250	64,710,556,852	0.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

参考情報



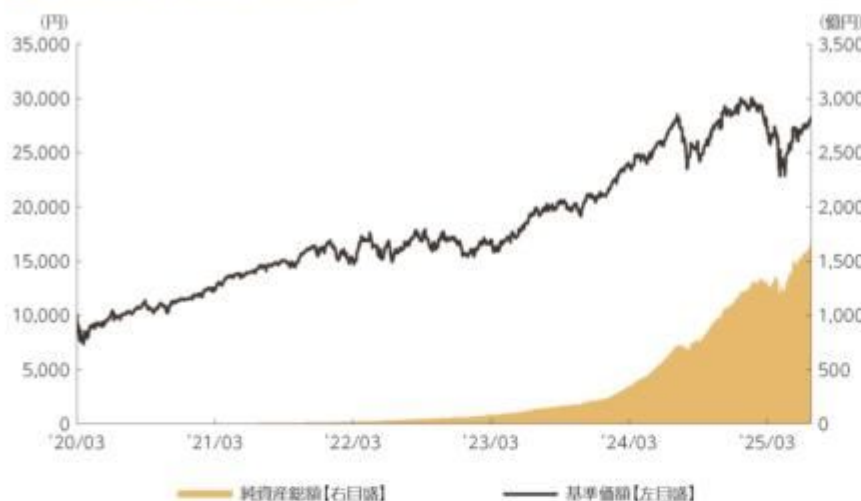
運用実績



2025年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2020年3月6日(設定日)～2025年6月30日



■基準価額・純資産

基準価額	28,212円
純資産総額	1,658億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 6月	0円
2024年 6月	0円
2023年 6月	0円
2022年 6月	0円
2021年 6月	0円
2020年 6月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	7.3%
2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	7.0%
3 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	5.7%
4 AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	4.0%
5 META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	3.0%
6 BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	2.4%
7 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	2.0%
8 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.7%
9 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	アメリカ	1.7%
10 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.6%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	0.8%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

●外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

●「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、１円以上１円単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受け付けを中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2020年３月６日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年６月26日から翌年６月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年6月26日から2025年6月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【つみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 [2024年 6月25日現在]	第6期 [2025年 6月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	89,557,664	533,471,605
親投資信託受益証券	65,122,297,782	162,599,418,090
未収利息	155	6,783
流動資産合計	65,211,855,601	163,132,896,478
資産合計	65,211,855,601	163,132,896,478
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,689,819	371,049,725
未払受託者報酬	4,349,398	14,707,528
未払委託者報酬	39,144,489	132,367,732
その他未払費用	674,097	2,279,606
流動負債合計	81,857,803	520,404,591
負債合計	81,857,803	520,404,591
純資産の部		
元本等		
元本	23,964,583,377	58,307,026,146
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	41,165,414,421	104,305,465,741
（分配準備積立金）	12,761,229,325	15,542,260,177
元本等合計	65,129,997,798	162,612,491,887
純資産合計	65,129,997,798	162,612,491,887
負債純資産合計	65,211,855,601	163,132,896,478

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日	第6期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日
営業収益		
受取利息	12,934	572,255
有価証券売買等損益	11,610,615,958	4,355,493,305
営業収益合計	11,610,628,892	4,356,065,560
営業費用		
支払利息	5,948	-
受託者報酬	6,227,636	24,309,875
委託者報酬	56,048,511	218,788,788
その他費用	965,152	3,767,913
営業費用合計	63,247,247	246,866,576
営業利益又は営業損失（ ）	11,547,381,645	4,109,198,984
経常利益又は経常損失（ ）	11,547,381,645	4,109,198,984
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,547,381,645	4,109,198,984
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	380,502,457	95,484,749
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,122,094,595	41,165,414,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,553,037,376	67,267,521,392
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,553,037,376	67,267,521,392
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,676,596,738	8,332,153,805
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,676,596,738	8,332,153,805
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	41,165,414,421	104,305,465,741

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第5期 [2024年 6月25日現在]	第6期 [2025年 6月25日現在]
1. 期首元本額	6,588,657,840円	23,964,583,377円
期中追加設定元本額	18,991,860,666円	39,189,273,645円
期中一部解約元本額	1,615,935,129円	4,846,830,876円
2. 受益権の総数	23,964,583,377口	58,307,026,146口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日			第6期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	414,899,887円	費用控除後の配当等収益額	A	1,325,533,023円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,751,979,301円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,879,150,710円
収益調整金額	C	28,404,185,096円	収益調整金額	C	88,763,205,564円
分配準備積立金額	D	1,594,350,137円	分配準備積立金額	D	11,337,576,444円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,165,414,421円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,305,465,741円
当ファンドの期末残存口数	F	23,964,583,377口	当ファンドの期末残存口数	F	58,307,026,146口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,177円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,888円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第5期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日	第6期 自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期 [2024年 6月25日現在]	第6期 [2025年 6月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	(1) 有価証券 同左

区分	第5期 [2024年 6月25日現在]	第6期 [2025年 6月25日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第5期 [2024年 6月25日現在]	第6期 [2025年 6月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	11,613,794,700	4,415,609,910
合計	11,613,794,700	4,415,609,910

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第5期 [2024年 6月25日現在]	第6期 [2025年 6月25日現在]
1口当たり純資産額	2.7178円	2.7889円
(1万口当たり純資産額)	(27,178円)	(27,889円)

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	28,174,282,314	162,599,418,090	
合計		28,174,282,314	162,599,418,090	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2025年 6月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	26,041,502,951
コール・ローン	519,064,375
株式	7,613,143,190,112
投資証券	153,770,164,041
派生商品評価勘定	560,312,769
未収入金	74,290,743
未収配当金	5,240,687,001
未収利息	6,600
差入委託証拠金	30,074,797,500
流動資産合計	7,829,424,016,092
資産合計	7,829,424,016,092
負債の部	
流動負債	
未払金	97,225,986
未払解約金	2,990,195,751
流動負債合計	3,087,421,737
負債合計	3,087,421,737
純資産の部	
元本等	
元本	1,356,090,917,656
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,470,245,676,699
元本等合計	7,826,336,594,355
純資産合計	7,826,336,594,355
負債純資産合計	7,829,424,016,092

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 6月25日現在]
1. 期首	2024年 6月26日
期首元本額	944,199,003,780円
期中追加設定元本額	434,948,320,785円
期中一部解約元本額	23,056,406,909円
元本の内訳	
MAXIS米国株式（S & P 5 0 0）上場投信	15,102,676,670円
MAXIS米国株式（S & P 5 0 0）上場投信（為替ヘッジあり）	7,666,595,502円

	[2025年 6月25日現在]
eMAXIS Slim 米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）	1,269,581,986,953円
つみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）	28,174,282,314円
eMAXIS S＆Ｐ５００インデックス	19,792,453,509円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（保守型）	156,633,323円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（標準型）	7,346,547,684円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（積極型）	3,984,716,707円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス（為替リスク軽減型）コンサバティブコース	7,378,370円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド・アネックス（為替リスク軽減型）スタンダードコース	63,014,511円
ラップ向け２資産アロケーションファンド（米国株式・世界債券）	342,934円
ラップ向け２資産アロケーションファンド（米国株式・世界債券）	685,867円
ラップ向け２資産アロケーションファンド（米国株式・世界債券）	1,028,800円
ラップ向け２資産アロケーションファンド（米国株式・世界債券）	1,371,733円
MUAM S＆Ｐ５００インデックスファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	2,623,041,864円
MUKAM S＆Ｐ５００インデックスファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	480,663円
日米コアバランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	30,361,287円
S＆Ｐ５００インデックスファンドＶ（適格機関投資家限定）	1,326,936,195円
MUKAM バランスファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	45,615,232円
MUKAM バランスファンド２０２０－０７（適格機関投資家限定）	45,289,469円
MUKAM バランスファンド２０２０－１０（適格機関投資家限定）	45,099,841円
MUKAM 日米コアバランス ２０２１－０７（適格機関投資家限定）	94,378,228円
合計	1,356,090,917,656円
２．受益権の総数	1,356,090,917,656口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 6月26日 至 2025年 6月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 6月25日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

区分	[2025年 6月25日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 6月25日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	176,105,777,802
投資証券	357,847,177
合計	175,747,930,625

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2025年 6月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	57,314,782,077	—	57,863,219,122	548,437,045
合計		57,314,782,077	—	57,863,219,122	548,437,045

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[2025年 6月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	3,852,501,568	—	3,840,625,844	11,875,724
合計		3,852,501,568	—	3,840,625,844	11,875,724

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 6月25日現在]
1口当たり純資産額	5.7712円
(1万口当たり純資産額)	(57,712円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	383,106	18.18	6,964,867.08	
	BAKER HUGHES CO	1,035,686	37.97	39,324,997.42	
	CHEVRON CORP	1,687,023	143.55	242,172,151.65	
	CONOCOPHILLIPS	1,309,580	89.39	117,063,356.20	
	COTERRA ENERGY INC	792,810	26.81	21,255,236.10	
	DEVON ENERGY CORP	659,157	32.35	21,323,728.95	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	193,476	139.35	26,960,880.60	
	EOG RESOURCES INC	564,717	120.68	68,150,047.56	
	EQT CORP	623,608	60.34	37,628,506.72	
	EXPAND ENERGY CORP	224,945	122.53	27,562,510.85	
	EXXON MOBIL CORP	4,476,856	108.34	485,022,579.04	
	HALLIBURTON CO	900,519	20.78	18,712,784.82	
	HESS CORP	287,971	138.60	39,912,780.60	
	KINDER MORGAN INC	2,008,271	28.54	57,316,054.34	
	MARATHON PETROLEUM CORP	319,107	165.29	52,745,196.03	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	736,007	42.48	31,265,577.36	
	ONEOK INC	648,814	80.56	52,268,455.84	
	PHILLIPS 66	423,467	119.46	50,587,367.82	
	SCHLUMBERGER LTD	1,420,262	33.50	47,578,777.00	
	TARGA RESOURCES CORP	223,608	167.73	37,505,769.84	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	19,317	1,059.94	20,474,860.98	
	VALERO ENERGY CORP	327,651	135.85	44,511,388.35	
	WILLIAMS COS INC	1,268,276	61.12	77,517,029.12	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	231,160	281.00	64,955,960.00	
	ALBEMARLE CORP	122,472	60.18	7,370,364.96	
	AMCOR PLC	2,414,899	9.18	22,168,772.82	
	AVERY DENNISON CORP	81,337	179.13	14,569,896.81	
	BALL CORP	288,158	56.98	16,419,242.84	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	168,282	94.68	15,932,939.76	

CORTEVA INC	712,811	73.29	52,241,918.19
DOW INC	732,786	27.53	20,173,598.58
DUPONT DE NEMOURS INC	434,701	68.21	29,650,955.21
EASTMAN CHEMICAL CO	119,863	76.46	9,164,724.98
ECOLAB INC	262,095	266.84	69,937,429.80
FREEMPORT-MCMORAN INC	1,491,801	42.01	62,670,560.01
INTERNATIONAL PAPER CO	554,407	46.59	25,829,822.13
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	261,897	74.72	19,568,943.84
LINDE PLC	488,763	463.16	226,375,471.08
LYONDELLBASELL INDU-CL A	266,708	58.33	15,557,077.64
MARTIN MARIETTA MATERIALS	62,201	552.37	34,357,966.37
MOSAIC CO/THE	324,839	35.54	11,544,778.06
NEWMONT CORP	1,155,768	58.09	67,138,563.12
NUCOR CORP	239,988	128.20	30,766,461.60
PACKAGING CORP OF AMERICA	92,035	189.41	17,432,349.35
PPG INDUSTRIES INC	233,525	113.88	26,593,827.00
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	239,914	345.69	82,935,870.66
SMURFIT WESTROCK PLC	522,565	43.50	22,731,577.50
STEEL DYNAMICS INC	145,348	128.22	18,636,520.56
VULCAN MATERIALS CO	137,218	264.48	36,291,416.64
3M CO	556,909	149.87	83,463,951.83
ALLEGION PLC	88,916	143.61	12,769,226.76
AMETEK INC	239,817	179.24	42,984,799.08
AXON ENTERPRISE INC	76,822	794.25	61,015,873.50
BOEING CO/THE	783,195	200.94	157,375,203.30
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	112,074	118.84	13,318,874.16
CARRIER GLOBAL CORP	828,634	72.46	60,042,819.64
CATERPILLAR INC	488,432	373.02	182,194,904.64
CUMMINS INC	143,583	323.85	46,499,354.55
DEERE & CO	262,187	514.10	134,790,336.70
DOVER CORP	141,037	179.94	25,378,197.78
EATON CORP PLC	407,401	343.26	139,844,467.26
EMERSON ELECTRIC CO	584,276	130.73	76,382,401.48
FASTENAL CO	1,195,036	41.53	49,629,845.08
FORTIVE CORP	349,168	70.67	24,675,702.56
GE AEROSPACE	1,107,671	248.75	275,533,161.25
GE VERNOVA INC	284,056	510.84	145,107,167.04
GENERAC HOLDINGS INC	62,486	135.98	8,496,846.28
GENERAL DYNAMICS CORP	261,665	281.05	73,540,948.25
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	666,964	224.60	149,800,114.40
HOWMET AEROSPACE INC	419,302	176.57	74,036,154.14
HUBBELL INC	55,836	402.99	22,501,349.64

HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	41,001	231.63	9,497,061.63
IDEX CORP	79,506	174.88	13,904,009.28
ILLINOIS TOOL WORKS	276,952	245.80	68,074,801.60
INGERSOLL-RAND INC	419,083	83.69	35,073,056.27
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	683,814	103.60	70,843,130.40
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	194,183	246.65	47,895,236.95
LENNOX INTERNATIONAL INC	33,586	569.15	19,115,471.90
LOCKHEED MARTIN CORP	216,596	460.20	99,677,479.20
MASCO CORP	217,578	63.78	13,877,124.84
NORDSON CORP	55,435	213.36	11,827,611.60
NORTHROP GRUMMAN CORP	140,895	484.00	68,193,180.00
OTIS WORLDWIDE CORP	409,956	97.41	39,933,813.96
PACCAR INC	545,943	94.01	51,324,101.43
PARKER HANNIFIN CORP	133,220	675.25	89,956,805.00
PENTAIR PLC	170,815	101.23	17,291,602.45
QUANTA SERVICES INC	153,936	372.26	57,304,215.36
ROCKWELL AUTOMATION INC	116,197	325.95	37,874,412.15
RTX CORP	1,387,674	141.85	196,841,556.90
SMITH (A.O.) CORP	120,953	64.94	7,854,687.82
SNAP-ON INC	54,849	308.46	16,918,722.54
STANLEY BLACK & DECKER INC	157,061	66.36	10,422,567.96
TEXTRON INC	185,680	78.76	14,624,156.80
TRANE TECHNOLOGIES PLC	231,704	429.02	99,405,650.08
TRANSDIGM GROUP INC	58,341	1,472.95	85,933,375.95
UNITED RENTALS INC	67,070	740.77	49,683,443.90
WABTEC CORP	177,751	205.87	36,593,598.37
WW GRAINGER INC	45,648	1,041.38	47,536,914.24
XYLEM INC	252,772	127.15	32,139,959.80
AUTOMATIC DATA PROCESSING	421,638	311.40	131,298,073.20
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	122,010	241.80	29,502,018.00
CINTAS CORP	356,506	223.20	79,572,139.20
COPART INC	915,029	48.65	44,516,160.85
DAYFORCE INC	163,258	57.75	9,428,149.50
EQUIFAX INC	129,218	261.81	33,830,564.58
JACOBS SOLUTIONS INC	123,698	129.54	16,023,838.92
LEIDOS HOLDINGS INC	133,341	152.23	20,298,500.43
PAYCHEX INC	332,980	152.25	50,696,205.00
PAYCOM SOFTWARE INC	51,283	235.05	12,054,069.15
REPUBLIC SERVICES INC	210,987	250.75	52,904,990.25
ROLLINS INC	294,290	57.52	16,927,560.80
VERALTO CORP	259,240	100.31	26,004,364.40
VERISK ANALYTICS INC	145,972	309.93	45,241,101.96

WASTE MANAGEMENT INC	380,368	234.14	89,059,363.52
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	122,185	94.28	11,519,601.80
CSX CORP	1,951,272	32.48	63,377,314.56
DELTA AIR LINES INC	678,231	49.56	33,613,128.36
EXPEDITORS INTL WASH INC	140,490	114.16	16,038,338.40
FEDEX CORP	230,398	229.51	52,878,644.98
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	81,531	143.43	11,693,991.33
NORFOLK SOUTHERN CORP	234,172	257.46	60,289,923.12
OLD DOMINION FREIGHT LINE	192,911	161.97	31,245,794.67
SOUTHWEST AIRLINES CO	582,369	31.86	18,554,276.34
UBER TECHNOLOGIES INC	2,172,125	91.65	199,075,256.25
UNION PACIFIC CORP	620,302	227.91	141,373,028.82
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	336,835	79.02	26,616,701.70
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	762,132	100.62	76,685,721.84
APTIV PLC	224,628	68.45	15,375,786.60
FORD MOTOR CO	4,056,901	10.73	43,530,547.73
GENERAL MOTORS CO	998,656	49.00	48,934,144.00
TESLA INC	2,910,717	340.47	991,011,816.99
DECKERS OUTDOOR CORP	154,565	102.22	15,799,634.30
DR HORTON INC	288,806	129.63	37,437,921.78
GARMIN LTD	159,996	205.08	32,811,979.68
HASBRO INC	133,182	72.58	9,666,349.56
LENNAR CORP-A	242,372	111.69	27,070,528.68
LULULEMON ATHLETICA INC	114,947	232.93	26,774,604.71
MOHAWK INDUSTRIES INC	57,164	103.91	5,939,911.24
NIKE INC -CL B	1,223,712	61.42	75,160,391.04
NVR INC	3,008	7,277.59	21,890,990.72
PULTEGROUP INC	206,942	105.49	21,830,311.58
RALPH LAUREN CORP	40,244	273.79	11,018,404.76
TAPESTRY INC	219,306	87.26	19,136,641.56
AIRBNB INC-CLASS A	448,686	132.15	59,293,854.90
BOOKING HOLDINGS INC	33,800	5,482.23	185,299,374.00
CAESARS ENTERTAINMENT INC	225,635	29.61	6,681,052.35
CARNIVAL CORP	1,101,426	25.70	28,306,648.20
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,402,587	54.65	76,651,379.55
DARDEN RESTAURANTS INC	122,174	220.83	26,979,684.42
DOMINO'S PIZZA INC	35,221	459.97	16,200,603.37
DOORDASH INC - A	356,139	236.17	84,109,347.63
EXPEDIA GROUP INC	125,565	169.22	21,248,109.30
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	246,902	255.93	63,189,628.86
LAS VEGAS SANDS CORP	353,607	42.63	15,074,266.41
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	234,895	268.73	63,123,333.35

MCDONALD'S CORP	742,715	291.47	216,479,141.05
MGM RESORTS INTERNATIONAL	214,841	34.20	7,347,562.20
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	456,714	19.40	8,860,251.60
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	259,507	280.47	72,783,928.29
STARBUCKS CORP	1,180,394	91.50	108,006,051.00
WYNN RESORTS LTD	93,274	90.97	8,485,135.78
YUM! BRANDS INC	286,919	142.70	40,943,341.30
ALPHABET INC-CL A	6,045,314	166.77	1,008,177,015.78
ALPHABET INC-CL C	4,876,491	167.74	817,982,600.34
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	98,940	403.50	39,922,290.00
COMCAST CORP-CLASS A	3,867,248	35.21	136,165,802.08
ELECTRONIC ARTS INC	237,031	157.95	37,439,046.45
FOX CORP - CLASS A	226,473	55.90	12,659,840.70
FOX CORP - CLASS B	131,246	51.31	6,734,232.26
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	385,495	24.69	9,517,871.55
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	164,957	147.78	24,377,345.46
MATCH GROUP INC	255,186	31.57	8,056,222.02
META PLATFORMS INC-CLASS A	2,255,201	712.20	1,606,154,152.20
NETFLIX INC	442,046	1,279.11	565,425,459.06
NEWS CORP - CLASS A	391,806	29.25	11,460,325.50
NEWS CORP - CLASS B	115,772	33.60	3,889,939.20
OMNICOM GROUP	201,549	72.48	14,608,271.52
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	650,378	12.21	7,941,115.38
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	176,625	243.05	42,928,706.25
TKO GROUP HOLDINGS INC	68,376	176.89	12,095,030.64
WALT DISNEY CO/THE	1,867,343	118.65	221,560,246.95
WARNER BROS DISCOVERY INC	2,346,493	10.90	25,576,773.70
AMAZON.COM INC	9,814,342	212.77	2,088,197,547.34
AUTOZONE INC	17,410	3,577.54	62,284,971.40
BEST BUY CO INC	199,948	68.84	13,764,420.32
CARMAX INC	158,498	69.21	10,969,646.58
EBAY INC	477,988	74.35	35,538,407.80
GENUINE PARTS CO	144,892	121.20	17,560,910.40
HOME DEPOT INC	1,032,407	360.42	372,100,130.94
LKQ CORP	265,304	37.65	9,988,695.60
LOWE'S COS INC	582,356	219.98	128,106,672.88
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	884,895	89.18	78,914,936.10
POOL CORP	37,936	300.74	11,408,872.64
ROSS STORES INC	343,767	128.33	44,115,619.11
TJX COMPANIES INC	1,159,716	124.60	144,500,613.60
TRACTOR SUPPLY COMPANY	549,094	53.51	29,382,019.94
ULTA BEAUTY INC	47,441	464.49	22,035,870.09

WILLIAMS-SONOMA INC	126,221	157.88	19,927,771.48
COSTCO WHOLESALE CORP	460,860	1,001.92	461,744,851.20
DOLLAR GENERAL CORP	231,162	113.31	26,192,966.22
DOLLAR TREE INC	207,168	98.68	20,443,338.24
KROGER CO	636,300	73.42	46,717,146.00
SYSCO CORP	503,519	75.87	38,201,986.53
TARGET CORP	473,804	97.53	46,210,104.12
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	739,061	11.35	8,388,342.35
WALMART INC	4,487,741	98.00	439,798,618.00
ALTRIA GROUP INC	1,749,663	59.91	104,822,310.33
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	501,726	52.93	26,556,357.18
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	191,500	26.29	5,034,535.00
BUNGE GLOBAL SA	139,608	83.59	11,669,832.72
COCA-COLA CO/THE	4,023,561	70.21	282,494,217.81
CONAGRA BRANDS INC	493,906	21.46	10,599,222.76
CONSTELLATION BRANDS INC-A	157,330	164.49	25,879,211.70
GENERAL MILLS INC	567,530	53.41	30,311,777.30
HERSHEY CO/THE	155,292	172.05	26,717,988.60
HORMEL FOODS CORP	312,007	30.40	9,485,012.80
JM SMUCKER CO/THE	109,599	97.19	10,651,926.81
KELLANOVA	277,577	78.52	21,795,346.04
KEURIG DR PEPPER INC	1,415,415	33.55	47,487,173.25
KRAFT HEINZ CO/THE	886,520	26.03	23,076,115.60
LAMB WESTON HOLDINGS INC	149,487	53.79	8,040,905.73
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	264,335	74.71	19,748,467.85
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	175,200	48.22	8,448,144.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,344,942	68.43	92,034,381.06
MONSTER BEVERAGE CORP	729,361	63.57	46,365,478.77
PEPSICO INC	1,424,160	131.05	186,636,168.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,616,776	184.49	298,279,004.24
THE CAMPBELL'S COMPANY	204,319	32.17	6,572,942.23
TYSON FOODS INC-CL A	293,968	55.51	16,318,163.68
CHURCH & DWIGHT CO INC	255,811	96.02	24,562,972.22
CLOROX COMPANY	125,582	122.02	15,323,515.64
COLGATE-PALMOLIVE CO	841,794	88.18	74,229,394.92
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	247,407	77.05	19,062,709.35
KENVUE INC	1,999,047	21.19	42,359,805.93
KIMBERLY-CLARK CORP	346,369	129.95	45,010,651.55
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,435,308	160.36	390,525,990.88
ABBOTT LABORATORIES	1,807,192	138.08	249,537,071.36
ALIGN TECHNOLOGY INC	71,147	186.58	13,274,607.26
BAXTER INTERNATIONAL INC	525,524	30.59	16,075,779.16

BECTON DICKINSON AND CO	298,571	171.57	51,225,826.47
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,536,721	104.12	160,003,390.52
CARDINAL HEALTH INC	248,171	164.21	40,752,159.91
CENCORA INC	179,439	294.12	52,776,598.68
CENTENE CORP	520,619	54.05	28,139,456.95
COOPER COS INC/THE	207,081	70.93	14,688,255.33
CVS HEALTH CORP	1,313,993	67.58	88,799,646.94
DAVITA INC	45,208	140.95	6,372,067.60
DEXCOM INC	408,307	87.57	35,755,443.99
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	604,962	75.85	45,886,367.70
ELEVANCE HEALTH INC	234,682	376.42	88,338,998.44
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	475,611	71.98	34,234,479.78
HCA HEALTHCARE INC	179,919	379.02	68,192,899.38
HENRY SCHEIN INC	124,955	72.68	9,081,729.40
HOLOGIC INC	236,372	64.83	15,323,996.76
HUMANA INC	126,302	238.79	30,159,654.58
IDEXX LABORATORIES INC	84,044	530.50	44,585,342.00
INSULET CORP	73,995	310.90	23,005,045.50
INTUITIVE SURGICAL INC	372,294	523.08	194,739,545.52
LABCORP HOLDINGS INC	86,940	262.53	22,824,358.20
MCKESSON CORP	129,956	720.82	93,674,883.92
MEDTRONIC PLC	1,332,196	86.08	114,675,431.68
MOLINA HEALTHCARE INC	56,893	294.51	16,755,557.43
QUEST DIAGNOSTICS INC	117,669	179.90	21,168,653.10
RESMED INC	153,297	255.91	39,230,235.27
SOLVENTUM CORP	139,405	74.98	10,452,586.90
STERIS PLC	102,937	239.59	24,662,675.83
STRYKER CORP	357,264	386.46	138,068,245.44
THE CIGNA GROUP	277,485	316.83	87,915,572.55
UNITEDHEALTH GROUP INC	942,936	305.62	288,180,100.32
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	61,237	175.20	10,728,722.40
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	202,526	92.34	18,701,250.84
ABBVIE INC	1,834,787	185.55	340,444,727.85
AGILENT TECHNOLOGIES INC	296,140	117.64	34,837,909.60
AMGEN INC	558,523	277.49	154,984,547.27
BIO-TECHNE CORP	166,823	50.00	8,341,150.00
BIOGEN INC	152,830	126.31	19,303,957.30
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	2,113,867	47.03	99,415,165.01
CHARLES RIVER LABORATORIES	51,911	148.40	7,703,592.40
DANAHER CORP	661,605	197.47	130,647,139.35
ELI LILLY & CO	817,074	778.08	635,748,937.92
GILEAD SCIENCES INC	1,292,086	107.20	138,511,619.20

INCYTE CORP	165,342	69.01	11,410,251.42
IQVIA HOLDINGS INC	169,192	158.58	26,830,467.36
JOHNSON & JOHNSON	2,499,221	152.19	380,356,443.99
MERCK & CO. INC.	2,608,242	80.32	209,493,997.44
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	21,425	1,185.18	25,392,481.50
MODERNA INC	349,737	26.80	9,372,951.60
PFIZER INC	5,905,468	24.31	143,561,927.08
REGENERON PHARMACEUTICALS	107,866	522.27	56,335,175.82
REVVITY INC	122,409	96.39	11,799,003.51
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	392,341	404.37	158,650,930.17
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	266,739	450.27	120,104,569.53
VIATRIS INC	1,209,833	8.95	10,828,005.35
WATERS CORP	60,901	346.80	21,120,466.80
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	74,489	222.68	16,587,210.52
ZOETIS INC	463,703	157.77	73,158,422.31
BANK OF AMERICA CORP	6,806,413	46.66	317,587,230.58
CITIGROUP INC	1,940,041	81.14	157,414,926.74
CITIZENS FINANCIAL GROUP	454,190	42.92	19,493,834.80
FIFTH THIRD BANCORP	697,447	40.59	28,309,373.73
HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,491,936	16.26	24,258,879.36
JPMORGAN CHASE & CO	2,886,683	281.26	811,908,460.58
KEYCORP	1,036,219	16.75	17,356,668.25
M & T BANK CORP	166,443	190.12	31,644,143.16
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	410,881	182.02	74,788,559.62
REGIONS FINANCIAL CORP	936,286	22.88	21,422,223.68
TRUIST FINANCIAL CORP	1,365,577	41.45	56,603,166.65
US BANCORP	1,618,345	44.54	72,081,086.30
WELLS FARGO & CO	3,380,581	78.11	264,057,181.91
AMERICAN EXPRESS CO	574,892	308.38	177,285,194.96
AMERIPRISE FINANCIAL INC	98,909	521.34	51,565,218.06
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	468,959	139.91	65,612,053.69
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	743,131	91.20	67,773,547.20
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,904,725	493.48	939,943,693.00
BLACKROCK INC	151,268	1,004.97	152,019,801.96
BLACKSTONE INC	757,895	144.05	109,174,774.75
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	664,385	206.36	137,102,488.60
CBOE GLOBAL MARKETS INC	109,943	229.27	25,206,631.61
CME GROUP INC	374,307	271.38	101,579,433.66
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	219,591	344.82	75,719,368.62
CORPAY INC	73,222	329.47	24,124,452.34
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	40,061	437.60	17,530,693.60
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	548,220	82.13	45,025,308.60

FISERV INC	575,898	172.66	99,434,548.68
FRANKLIN RESOURCES INC	312,481	23.23	7,258,933.63
GLOBAL PAYMENTS INC	253,798	78.98	20,044,966.04
GOLDMAN SACHS GROUP INC	318,720	662.11	211,027,699.20
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	595,833	180.85	107,756,398.05
INVESCO LTD	462,417	15.29	7,070,355.93
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	75,719	181.02	13,706,653.38
KKR & CO INC	703,093	127.77	89,834,192.61
MARKETAXESS HOLDINGS INC	38,885	222.73	8,660,856.05
MASTERCARD INC - A	842,539	557.53	469,740,768.67
MOODY'S CORP	160,704	489.00	78,584,256.00
MORGAN STANLEY	1,283,150	135.90	174,380,085.00
MSCI INC	79,955	575.69	46,029,293.95
NASDAQ INC	429,371	88.12	37,836,172.52
NORTHERN TRUST CORP	200,072	118.18	23,644,508.96
PAYPAL HOLDINGS INC	1,014,673	73.58	74,659,639.34
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	187,354	150.88	28,267,971.52
S&P GLOBAL INC	326,052	522.97	170,515,414.44
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,774,073	89.32	158,460,200.36
STATE STREET CORP	293,797	102.90	30,231,711.30
SYNCHRONY FINANCIAL	399,999	64.74	25,895,935.26
T ROWE PRICE GROUP INC	226,985	95.10	21,586,273.50
VISA INC-CLASS A SHARES	1,777,224	351.63	624,925,275.12
AFLAC INC	504,938	104.16	52,594,342.08
ALLSTATE CORP	276,608	196.05	54,228,998.40
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	598,642	85.46	51,159,945.32
AON PLC-CLASS A	224,300	360.68	80,900,524.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	389,427	90.97	35,426,174.19
ARTHUR J GALLAGHER & CO	266,015	325.98	86,715,569.70
ASSURANT INC	52,616	198.02	10,419,020.32
BROWN & BROWN INC	247,094	110.95	27,415,079.30
CHUBB LTD	387,103	286.78	111,013,398.34
CINCINNATI FINANCIAL CORP	160,211	146.69	23,501,351.59
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	25,387	353.63	8,977,604.81
EVEREST GROUP LTD	43,830	340.83	14,938,578.90
GLOBE LIFE INC	86,072	122.91	10,579,109.52
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	295,508	126.58	37,405,402.64
LOEWS CORP	178,655	89.98	16,075,376.90
MARSH & MCLENNAN COS	511,803	219.67	112,427,765.01
METLIFE INC	588,862	79.66	46,908,746.92
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	212,152	77.93	16,533,005.36
PROGRESSIVE CORP	608,919	266.01	161,978,543.19

PRUDENTIAL FINANCIAL INC	367,705	106.30	39,087,041.50
TRAVELERS COS INC/THE	235,340	266.14	62,633,387.60
WILLIS TOWERS WATSON PLC	103,483	302.38	31,291,189.54
WR BERKLEY CORP	314,629	73.27	23,052,866.83
ACCENTURE PLC-CL A	650,262	300.72	195,546,788.64
ADOBE INC	442,700	382.34	169,261,918.00
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	151,989	80.06	12,168,239.34
ANSYS INC	91,334	338.27	30,895,552.18
AUTODESK INC	223,080	304.19	67,858,705.20
CADENCE DESIGN SYS INC	283,612	296.80	84,176,041.60
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	509,325	77.59	39,518,526.75
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	258,717	485.38	125,576,057.46
EPAM SYSTEMS INC	58,258	172.75	10,064,069.50
FAIR ISAAC CORP	25,402	1,926.52	48,937,461.04
FORTINET INC	659,890	104.42	68,905,713.80
GARTNER INC	79,947	400.39	32,009,979.33
GEN DIGITAL INC	557,269	29.37	16,366,990.53
GODADDY INC - CLASS A	148,004	179.49	26,565,237.96
INTL BUSINESS MACHINES CORP	965,377	293.79	283,618,108.83
INTUIT INC	290,385	759.03	220,410,926.55
MICROSOFT CORP	7,720,285	490.11	3,783,788,881.35
ORACLE CORP	1,689,422	215.27	363,681,873.94
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	2,209,481	143.23	316,463,963.63
PALO ALTO NETWORKS INC	687,732	201.69	138,708,667.08
PTC INC	125,986	169.93	21,408,800.98
ROPER TECHNOLOGIES INC	111,677	571.02	63,769,800.54
SALESFORCE INC	996,619	271.17	270,253,174.23
SERVICENOW INC	215,014	996.32	214,222,748.48
SYNOPSYS INC	160,606	478.98	76,927,061.88
TYLER TECHNOLOGIES INC	44,793	588.63	26,366,503.59
VERISIGN INC	83,087	285.03	23,682,287.61
WORKDAY INC-CLASS A	225,022	239.19	53,823,012.18
AMPHENOL CORP-CL A	1,256,427	95.80	120,365,706.60
APPLE INC	15,514,048	200.30	3,107,463,814.40
ARISTA NETWORKS INC	1,069,725	94.97	101,591,783.25
CDW CORP/DE	136,143	179.84	24,483,957.12
CISCO SYSTEMS INC	4,132,307	67.89	280,542,322.23
CORNING INC	805,693	51.42	41,428,734.06
DELL TECHNOLOGIES -C	311,180	120.59	37,525,196.20
F5 INC	60,699	295.90	17,960,834.10
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	1,347,390	18.15	24,455,128.50
HP INC	991,911	24.54	24,341,495.94

JABIL INC	111,907	211.95	23,718,688.65
JUNIPER NETWORKS INC	350,210	36.56	12,803,677.60
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	180,531	164.73	29,738,871.63
MOTOROLA SOLUTIONS INC	173,378	418.35	72,532,686.30
NETAPP INC	213,089	106.13	22,615,135.57
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	222,327	136.31	30,305,393.37
SUPER MICRO COMPUTER INC	533,134	42.84	22,839,460.56
TE CONNECTIVITY PLC	308,027	166.48	51,280,334.96
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	48,673	494.63	24,075,125.99
TRIMBLE INC	243,331	73.71	17,935,928.01
WESTERN DIGITAL CORP	357,261	62.07	22,175,190.27
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	52,669	298.94	15,744,870.86
AT&T INC	7,474,171	28.28	211,369,555.88
T-MOBILE US INC	495,349	229.82	113,841,107.18
VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,379,217	42.63	186,686,020.71
AES CORP	730,111	10.47	7,644,262.17
ALLIANT ENERGY CORP	264,009	61.16	16,146,790.44
AMEREN CORPORATION	278,793	96.37	26,867,281.41
AMERICAN ELECTRIC POWER	555,773	103.28	57,400,235.44
AMERICAN WATER WORKS CO INC	201,418	142.18	28,637,611.24
ATMOS ENERGY CORP	166,686	156.44	26,076,357.84
CENTERPOINT ENERGY INC	677,998	36.48	24,733,367.04
CMS ENERGY CORP	313,392	69.71	21,846,556.32
CONSOLIDATED EDISON INC	374,244	100.19	37,495,506.36
CONSTELLATION ENERGY	325,551	320.66	104,391,183.66
DOMINION ENERGY INC	885,806	55.98	49,587,419.88
DTE ENERGY COMPANY	215,550	133.22	28,715,571.00
DUKE ENERGY CORP	807,348	116.95	94,419,348.60
EDISON INTERNATIONAL	395,179	51.39	20,308,248.81
ENTERGY CORP	463,614	82.97	38,466,053.58
EVERGY INC	234,361	68.78	16,119,349.58
EVERSOURCE ENERGY	381,608	63.84	24,361,854.72
EXELON CORP	1,051,997	43.10	45,341,070.70
FIRSTENERGY CORP	535,800	40.51	21,705,258.00
NEXTERA ENERGY INC	2,138,328	71.40	152,676,619.20
NISOURCE INC	496,989	40.52	20,137,994.28
NRG ENERGY INC	203,079	153.68	31,209,180.72
P G & E CORP	2,304,878	14.16	32,637,072.48
PINNACLE WEST CAPITAL	124,021	90.17	11,182,973.57
PPL CORP	771,701	34.21	26,399,891.21
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	518,316	83.13	43,087,609.08
SEMPRA	677,418	76.09	51,544,735.62

SOUTHERN CO/THE	1,141,604	90.89	103,760,387.56	
VISTRA CORP	352,469	186.17	65,619,153.73	
WEC ENERGY GROUP INC	329,746	105.36	34,742,038.56	
XCEL ENERGY INC	599,090	68.23	40,875,910.70	
ADVANCED MICRO DEVICES	1,684,175	138.43	233,140,345.25	
ANALOG DEVICES INC	515,177	234.98	121,056,291.46	
APPLIED MATERIALS INC	843,894	180.18	152,052,820.92	
BROADCOM INC	4,883,979	263.77	1,288,247,140.83	
ENPHASE ENERGY INC	138,457	38.38	5,313,979.66	
FIRST SOLAR INC	109,621	151.18	16,572,502.78	
INTEL CORP	4,530,869	22.55	102,171,095.95	
KLA CORP	137,361	889.03	122,118,049.83	
LAM RESEARCH CORP	1,328,637	95.63	127,057,556.31	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	560,387	70.43	39,468,056.41	
MICRON TECHNOLOGY INC	1,160,837	127.91	148,482,660.67	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	49,948	716.58	35,791,737.84	
NVIDIA CORP	25,331,690	147.90	3,746,556,951.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	263,645	218.51	57,609,068.95	
ON SEMICONDUCTOR	431,892	54.21	23,412,865.32	
QUALCOMM INC	1,139,666	155.71	177,457,392.86	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	155,941	73.42	11,449,188.22	
TERADYNE INC	167,237	90.39	15,116,552.43	
TEXAS INSTRUMENTS INC	943,642	205.81	194,210,960.02	
CBRE GROUP INC - A	305,706	139.13	42,532,875.78	
COSTAR GROUP INC	441,422	81.00	35,755,182.00	
アメリカドル 小計	359,991,436		52,482,718,806.79 (7,613,143,190,112)	
合 計	359,991,436		7,613,143,190,112 (7,613,143,190,112)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	156,384	11,786,662.08	
		AMERICAN TOWER CORP	486,261	108,878,700.51	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	148,058	30,519,195.54	
		BXP INC	153,758	10,815,337.72	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	111,028	12,827,064.84	
		CROWN CASTLE INC	452,317	46,674,591.23	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	328,918	58,435,571.88	
		EQUINIX INC	101,606	92,105,839.00	

	EQUITY RESIDENTIAL	359,517	24,281,778.18	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	66,008	18,880,268.24	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	218,852	32,506,087.56	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	80,003	7,701,888.81	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	738,129	12,909,876.21	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	739,602	11,589,563.34	
	INVITATION HOMES INC	600,999	20,331,796.17	
	IRON MOUNTAIN INC	306,466	32,255,546.50	
	KIMCO REALTY CORP	692,125	14,700,735.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	122,699	18,303,009.83	
	PROLOGIS INC	963,849	104,220,992.37	
	PUBLIC STORAGE	164,000	48,478,400.00	
	REALTY INCOME CORP	938,042	54,387,675.16	
	REGENCY CENTERS CORP	168,052	12,042,606.32	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	111,315	26,337,129.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	318,711	51,032,005.32	
	UDR INC	316,412	12,966,563.76	
	VENTAS INC	468,769	29,696,516.15	
	VICI PROPERTIES INC	1,097,616	36,012,780.96	
	WELLTOWER INC	645,305	99,538,296.25	
	WEYERHAEUSER CO	744,044	19,828,772.60	
アメリカドル合計		11,798,845	1,060,045,250.53 (153,770,164,041)	
合計			153,770,164,041 (153,770,164,041)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 474銘柄	98.02%	—	98.02%
	投資証券 29銘柄	—	1.98%	1.98%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

２【ファンドの現況】

【つみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）】

【純資産額計算書】

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	166,110,961,414
負債総額	215,557,776
純資産総額（ - ）	165,895,403,638
発行済口数	58,802,328,219口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.8212
（10,000口当たり）	（28,212）

（参考）

Ｓ＆Ｐ５００インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	7,922,378,797,888
負債総額	858,955,607
純資産総額（ - ）	7,921,519,842,281
発行済口数	1,356,825,314,392口
1口当たり純資産価額（ / ）	5.8383
（10,000口当たり）	（58,383）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会その他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 （ 本 ）	純資産総額 （ 百万円 ）
追加型株式投資信託	811	43,781,704
追加型公社債投資信託	16	1,531,452
単位型株式投資信託	82	355,134
単位型公社債投資信託	41	101,907
合 計	950	45,770,197

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】**（ 1 ）財務諸表の作成方法について**

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（ 2 ）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（ 1 ）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	807	474
未払金		
未払収益分配金	105	114
未払償還金	43	151
未払手数料	27,523	8,878

その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	---	---

営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息	4	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	4	214
その他	44	22

営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金		
		その他利益剰余金	

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	-
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	-
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

(損益計算書関係)

1.固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	-
計	16百万円	-

2.固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

3.固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権	-	15百万円
計	20百万円	18百万円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171百万円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	-
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	-
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	-
資産計	24,303	24,303	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注４） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注５） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
--	----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	79	207
退職給付の支払額	300	236
過去勤務費用の発生額	-	-
企業結合による影響額	226	-

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	62
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う 調整額	-	8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 費用処理額	29	43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	-
その他	2	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	42 百万円	その他未払 金	43 百万円
						経営管理	経営管理手 数料 (注4)	508 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	--------------	-------	--------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
Pay Pay 銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森みちのく銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,600 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	14,697 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	56,967 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡中央銀行	4,000 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,764	百万円	金融業務を営んでいます。
八十二証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
阿波証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
京銀証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＦＦＧ証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

おかやま信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

２【関係業務の概要】

- (１) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (２) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。（2025年6月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・ 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
 - ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・ 有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 見 将 史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 嶋 大 士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月3日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているつみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）の2024年6月26日から2025年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、つみたて米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）の2025年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。